



政治がわかる！せとけん政治塾 ⑪

戦後 76 年目の終戦記念の日に想う Part II マッカーサーの戦後占領政策と WGIP



なぜなら、律法を行うことによつては、だれひとり神の前に義と認められないからです。律法によつては、かえつて罪の意識が生じるのです。

(ローマ三・20)

**法の不遡及の原則が
侵された裁判**

戦勝国が敗戦国を裁いた東京裁判。この裁判を通じて、戦勝国であ



瀬戸健一郎

英国国立エセックス大学政治理論修士過程修了／獨協大学法学部卒／衆議院議員 山川ゆりこ（妻）事務所長／日本マルタ友好協会会長／（一社）日本 CBMC 副理事長／元・草加市議会議員（6期）～議員団長、議長、監査委員、全国市議会議長会評議員等歴任／1981年米国聖公会で受洗／草加神召キリスト教会所属／信仰と学問的知識及び30年余の政治経験を活かし、日本を変え、世界に平和をつくる活動を夫婦で展開している。

る米国をはじめとする連合国は終戦間際に、「平和に対する罪」、「戦争犯罪」、「人道に対する罪」という国際法における新しい犯罪規定（律法）を立てて、これを遡及適用（遡つて適用）しました。「法律は遡つて適用することはできない」（法の不遡及の原則）というのが法体系の理念なのですが、ニュルンベルク裁判と東京裁判では、新しい国際法の

ルールがドイツや日本を裁くために遡つて適用されました。

例えば、東京裁判の法的根拠となる極東国際軍事裁判所条例が制定されたのが一九四六年（昭和二十一年一月一九日だったのに、東京裁判で裁かれた「侵略戦争を実行する共同謀議」が行われたとされたのが、一八年も遡る一九二八年（昭和三年）一月一日から一九四五年（昭和二〇

年)九月二日まででした。この条例も上述の国際法における三つの新しい犯罪規定を根拠にしてみましたから、事後律法であるとか、新たに設置された裁判所の管轄権かんかつが不明確である、などと批判されました。

しかし結果的に東京裁判によって裁かれた日本の指導者は二八名。A級犯罪(平和に対する罪)で裁かれた被告人が二三名、B級犯罪(戦争犯罪)で裁かれた被告人が七名、C級犯罪(人道に対する罪)で裁かれた被告人は一人もいませんでした。

誤解されがちなのですが、A級戦犯の方がB級戦犯やC級戦犯よりも罪が重いという意味はまったくありません。それぞれ三つの罪のどの罪に定められたかを表しています。ちなみに、ドイツを裁いたニュルンベルク裁判では、ユダヤ人を絶滅させる目的で大量虐殺した罪(ジェノサイド)が「人道に対する罪」(C級犯罪)として裁かれました。

仕組まれたWGIP

さて、冒頭の聖句にある「律法によつては、かえつて罪の意識が生じる」というのは真実です。罪の意識がセルフイメージを傷つけ、傷ついたセルフイメージがキリストの贖罪しよくがいと福音を遠ざけます。

東京裁判で裁かれたのは当時の日本の指導者二八名でしたが、後述するように彼らが犯したとされる「平和に対する罪」や「戦争犯罪」によつて、悪かつたのは国の指導者



1945年8月30日
厚木基地に降り立つマッカーサー

であつた軍国主義者であり、国民ではない。国民の抛りどころとなつてゐる天皇陛下でもない、という論理が展開されましたが、その背景で、

日本という国が平和に対する罪を犯し、戦争犯罪国家なのだといふコンテキスト(文脈)が強調されて、日本国民全体に浸透していきました。結局、東京裁判史観は、日本人に「戦争に対する罪の意識」(War Guilt)を植え付けることに結実します。

実はこの東京裁判史観そのものが、マッカーサーによる占領政策の中核に存在していたWGIP (War Guilt Information Program) = 「戦争に対する罪の意識を浸透させる情報プログラム」の大きな戦略的な成果だったので。マッカーサーは日本の占領政策の一環として、日本人へのキリスト教の布教も目指し、多数の宣教師を日本に送り込み、ギデオンの協会の聖書伝道を奨励しましたが、同時にWGIPによつて植え付けられた戦争に対する「罪の意識」

が日本人の心の障壁となり、キリストの愛と贖罪による福音が日本人に浸透しない原因になつたのだと私は考えています。

物心両面での完全武装解除

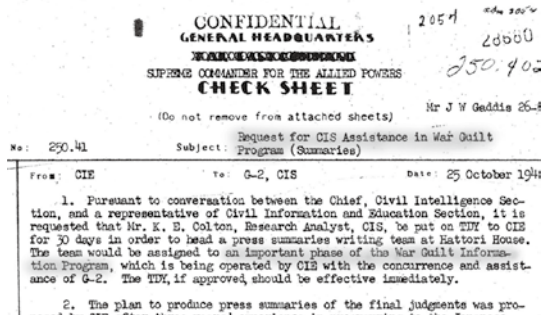
それではなぜ、このような罪悪感(Guilt)を植え付ける情報プログラムが人類を震撼させたホロコーストを引き起こしたドイツではなく、日本に適用される必要があつたのでしょうか。それは欧米社会がそれまで経験してきた戦争において、武器弾薬が切れ、食べるものが無くなれば敵は降伏するというのが常識であつたのに、日本人は武器弾薬が無くなつても竹槍たけやりを持ち、食料が欠乏しても芋のツルを食べて戦い続け、アメリカ人にとつて日本人は狂気であり、脅威となつたからです。十代の少年が片道分の燃料しか積まらず、爆弾を抱えて敵艦に体当たりする神風特攻隊だけが彼らにとつての

脅威だったわけではないのです。

この日本人という国民の狂気は、物理的に武装解除しても、精神的な武装解除を成し遂げない限り、日本人は再びアメリカにとつての脅威になる。どうすれば日本人を物心両面きょうしんりょうめんで完全に武装解除できるか。二度とアメリカの脅威とならないようにすることができるか。これこそがマッカーサーの占領政策の究極の目的だったわけです。そして、WGIP（ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム）は今日に至るまで日本人の精神を縛っていると云つても過言ではありません。

**WGIP は検閲工作と
宣伝工作を合わせた
情報統制プログラム**

さて、具体的に WGIP はどのような情報プログラムだったのでしょ
うか。私は数年前に国立国会図書館の憲政資料室で、連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）文書を閲



1948年10月25日付GHQ/SCAP 秘密文書は、WGIPが重要な段階に入ると記されている。

覧し、一〇〇ページ以上の文書の複写を申請し、入手しました。これらの文書を読んで分かることは、連合国総司令部（GHQ）が総司令官（SCAP = Supreme Commander for the Allied Powers）発出文書として、戦後日本の占領政策の事細かに至るまで指示していたという事実です。

つまりこれらの文書は当時、日本人の目に触れることのない「秘密」(Confidential) とされたもの

で、全てマッカーサー総司令官が指揮していたことを今日、生々しく物語っています。そして、WGIPは検閲工作と宣伝工作を組み合わせた情報統制プログラムであったと言えます。主に検閲工作を担ったのが連合国総司令部（GHQ）に設置された民間諜報局（CIS）とGHQ参謀第二部（G2）所管の民間検閲局（CCD）であり、宣伝工作を担ったのが民間情報教育局（CIE）でした。また、GHQ民生局（GS）が日本国憲法の

憲法草案を策定しますが、このこと自体が日本国民の目から隠され、厳しい報道管制が敷かれていたことも公開文書で明らか事実です。このようにして、WGIPは関係部局が有機的に連携しながら機能していたわけ
です。

ここでWGIP（ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム）の目的についての記述を参照してみたいと思います。これは民間情報教育局（CIE）の設立を命じた昭和

二〇年（一九四五年）九月二十二日付の文書の中で、同局の設立目的として次のように記されています。「すべての階層の日本人に、彼らの戦争に関する罪と、現在及び将来にわたる日本の苦難と窮乏きゆうぼうの責任が軍国主義者にあること、連合国の軍事的占領の（正当な）理由と目的を周知徹底させること」とあります。

片側で言論の自由などを日本の民主化の中で取り入れながら、もう片側でテレビ（当時はNHKのみ）、新聞、雑誌、出版物に至るまで、膨大な国内メディアが発信する情報を事前検閲、事後検閲に分類しながら徹底的に民間検閲局（CCD）が統制しました。これに加え、マッカーサー（GHQ/SCAP）が日本人に植

え付けたい情報は新たに設置された民間情報教育局（CIE）が主体的に発信していく。これがWGIPの目的と機能だったわけです。そしてその機能は、三つの段階（フェーズ）に分類することができます。

WGIPの機能の三つの段階

WGIP 第一段階は、東京裁判

開廷前の昭和二〇年（一九四五年）十二月から二十一年（一九四六年）五月までです。この段階で民間情報教育局（CIE）は、「太平洋戦争史」を朝日新聞、読売新聞、毎日新聞に連載させます。これは日本の侵略戦争の歴史を満州事変を発端に描き、その責任のすべては軍国主義者にあった。さらに戦時中、日本人が知らされていた大本営発表の情報は真実を隠蔽し、何も知らされていなかった日本国民は被害者である、という論調で記事は書き進められました。連載が終わるとこれが一般書籍化されて販売され、発行部数一〇万部のベストセラーを記録。さらに昭和二十一年（一九四六年）四月には学校教科書として採用され、文部省教育局長から各地方長官、学校長に宛てて文書が出されています。戦後、日本でも採用された教育委員会制度も文部省を頂点にしたWGIPのための上意下達の情報伝達システムとして、大変効果的に活用されていくわけです。さらに太平洋戦争史は戯曲化されてラジオ番組「眞實はかうだ」（眞實はこうだ）や、「質問箱」が放送され、軍国主義者と眞實を知らされなかつた国民という構図が強調されて、民間情報教育局（CIE）のストーリー（物語）が流布されました。

WGIP 第二段階は、東京裁判公

判中の昭和二十一年（一九四六年）六月から二十三年（一九四八年）二月までです。東京裁判が開廷すると、裁判での連合国側の主張がどのようなことであるかを発信することにWGIPの視点がシフトしていきます。それは日本をいかにして民主的な国家にするか、国際社会に平和をもたらす国家にするかという目標

こそが、連合国が東京裁判を通じて達成したいビジョンであり、占領政策の目的であることを日本人に周知徹底するものでした。戦時中に行われた大本営による新聞などのメディア統制が非民主的であつたと断罪し、報道の自由と民主化の推進という名目で記者クラブの制度改革が民

間情報教育局（CIE）によって提起されましたが、実際には同局が主催するプレス懇談会に三大紙をはじめ連合国総司令部（GHQ）の意向に沿つたメディアだけが集められ、御用メディアとして活用されていきます。当然のことながら、検察側の論告や検察側の証人による証言が詳細に報道されました。

WGIP 第三段階は、東京裁判判

決までの昭和二十三年（一九四八年）三月から同年十一月までです。審理が進み、東条英機元首相らの証言が明らかになると、これに日本国民が同調しないように対処することが最重要課題になっていきます。特に東条が展開した超国家主義思想や米国による原爆投下の非人道的行為を非難する証言に備えるものでした。

日本の超国家主義とは、日本の国民国家としての繁栄（ナショナルイズム）が東洋の平和と植民地の解放のためという論理で大東亜共栄圏という超国家的地域に拡大されたもの

広島原爆の慰霊碑には、「安らかに眠って下さい 過ちは繰り返させぬから」とあります



で、この思想の根底には八紘一宇^{はつこういちゆう}という日本民族の優位性を説く思想が存在していたため、第三段階はこれを徹底的に否定する言説が展開されました。

あくまでも日本の戦争は侵略戦争であり、アメリカをはじめとする連合国の戦争は、自由と民主主義の戦いであったと主張。原爆投下の非人



証言台に着席し、宣誓供述書の朗読に耳を傾ける元首相 東条英機被告

道性は、日本の軍国主義者による悪行が詳らかにされることによって中和され、日本人への戦争に対する罪の意識（罪悪感）を浸透させるWGIPは重要な段階（フェーズ）に入ります。

ここでは政府、教育機関、労働団体などあらゆる機関を駆使してWGIPが引き続き実行されるべきことが記されています。

余談ですが、日本の戦争行為を侵略戦争であると規定し、軍国主義者と一般国民を区別する手法においては、既にそのような日本の戦争行為を総括をしていたソビエトや中国の主張とGHQ民間情報教育局（CIE）が立証しようとしていた主張が一致していたため、マルクス主義などの左派思想家も占領政策には積極的に取り入れられたようです。ちなみに日本教育組合（日教組）が設立されたのも、この第三段階の出来事でした。

罪の意識からの解放

昨今、東京裁判によって日本人に自虐史観が蔓延してしまった。日本国憲法は戦後占領下で押し付けられたものだ。大日本帝国による大東亜戦争はアジア諸国の自由と解放のための戦争だった。日本の歴史教科書は書き換えられなければならない。などといった主張が散見されます。しかし、本稿の目的はそのような立場に立ったものではなく、それらの思想を擁護^{ようご}するものでもありません。

日本の戦後復興と高度経済成長を成し遂げたのは日本人でした。世界平和を希求する究極の理想としてマッカーサーが原案を起草したとはいえ、日本国憲法を本位として、平和国家の建設に誇りをもって取り組んできたのも日本人です。自虐的になる理由はどこにもありません。

本稿の論旨は、かつてWGIPと東京裁判によって裁かれ、事後律法によって罪に定められて、戦争に対する「罪の意識」（罪悪感）を日本人が永久に負わされているのだとすれば、ここには自由と解放が必要だろうということです。日本人が歴史の真実に目覚め、健全なセルフイメージを回復することこそが、かつて「宣教師の墓場」と呼ばれた日本における福音宣教の出発点ではないかというのが、二回に亘る「戦後七六年目の終戦記念の日に想う」で私が伝えたい想いです。本稿を次の御言葉で締めたいと思います。

わたしはあなたがたのために立てている計画をよく知っているからだ。——主の御告——それはわざわざいではなくて、平安を与える計画であり、あなたがたに将来と希望を与えるためのものだ。

（エレミヤ二九・11）